署長　殿

交規発第275号
令和７年７月１日
10年保存（口訓）
本　　部　　長

道路交通法第45条第１項の規定による警察署長の行う駐車許可の
事務処理要領の制定について（通達乙）

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第45条第１項の規定による警察署長の行う駐車許可の取扱いについては、高知県道路交通法施行細則（昭和35年公安委員会規則第５号）及び「道路交通法第45条第１項の規定による警察署長の行う駐車許可の取扱いについて（通達乙）」（令和６年４月９日交規発第158号。以下「旧通達」という。）に基づき運用されてきたところであるが、近年業務用車両に係る駐車需要に対応する必要性が大きく高まっているほか、訪問看護等に係る駐車需要へも適切に対応していく必要があることから、令和７年７月１日より下記のとおり運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達及び「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可事務の簡素合理化について（通達乙）」（令和６年４月９日交規発第159号）は廃止する。

記

１　駐車許可制度の趣旨を踏まえた適切な審査の徹底について

法第45条第１項ただし書の規定に基づく駐車許可は、駐車規制の対象とされる道路の部分（法第44条の停車及び駐車が禁止されている道路の部分及び第45条第２項の無余地となる場所を除く。）に該当する特定の場所に駐車せざるを得ない特別の事情がある場合において、当該事情への配慮の必要性と駐車規制の必要性とを比較衡量して前者が後者を上回るときに行うものであり、駐車に係る用務の態様により許可の対象が画一的に定まるものではない。

したがって、駐車許可の申請があった場合には、駐車の日時、場所、用務その他当該場所に駐車せざるを得ない特別の事情について適切な審査を行い、駐車許可の対象を特定の用務に限定することのないようするとともに、当該規制の必要性と駐車の必要性を具体的に比較衡量して駐車許可の可否を判断するものとする。

なお、駐車が道路使用行為の一部を構成する場合には、道路使用許可の手続によるべきことに留意すること。

２　審査要領について

高知県道路交通法施行細則（昭和35年公安委員会規則第５号。以下「細則」という。）第６条に示された要件のすべてを備えているときに許可するもの

とし、次の事項に留意して、それぞれを審査すること。

(1)　駐車許可の要件

ア　申請日時

(ｱ)　駐車（許可に条件を付す場合にあっては、当該条件に従った駐車。イ(ｲ)において同じ。）により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯ではないこと。

(ｲ)　駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。

イ　申請場所

(ｱ)　法第45条に基づく駐車禁止の規制のみが実施されている場所（法第45条第２項の規定に基づく無余地となる場所及び放置駐車となる場合にあっては同条第１項各号に掲げる場所を除く。）であること。

(ｲ)　駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。

よって、許可に当たっては許可をしようとする場所がこれらの場所でないことを確認し、さらに許可条件又は指導事項としてこれらの場所に駐車をさせないよう徹底すること。

ウ　駐車に係る用務

(ｱ)　公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によったのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。

(ｲ)　５分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。

(ｳ)　法第77条（道路の使用の許可）第１項各号に規定する行為を伴う用務でないこと。

よって、人員、貨物の搬送等当該車両が道路使用対象行為そのものに使用されない場合には、作業等用務に関しては道路使用許可を受けたとしてもこれに含まれるものではなく、別個の駐車行為と認められる場合がある。

エ　駐車可能な場所の有無

次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が困難と認められること。

(ｱ)　重量若しくは長大な貨物の積卸し又は身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近

(ｲ)　その他の車両にあっては、当該用務先からおおむね100メートル以内

(2)　審査における留意事項

(1)に定める要件により審査を行い、許可する際の主な留意事項は次のとおりである。

ア　許可日時

(ｱ)　申請日時に関しては、申請場所における一般的な交通状況を基に審査するのではなく、申請時間における交通量その他の具体的な交通状況を確認し、許可の可否を判断すること。

なお、申請時間に、登下校時間帯や交通量が多い時間帯といった、交通の危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯が含まれている場合には、当該時間帯を除いた時間に限定して許可するなど、申請に係る具体的な用務、日時を勘案して、他に申請者の用務に配慮した代替措置がないか検討すること。

(ｲ)　用務の性格上、あらかじめ正確に駐車日時を特定することが困難な場合があることに留意し、例えば、

○　貨物集配の開始予定時間から終了予定時間内（Ａ時からＢ時までの間）

○　訪問診療等事業所の業務時間内（Ｃ時からＤ時までの間）

として許可するほか、特に訪問診療、訪問看護、訪問介護等において、人の生命、身体に関わる緊急対応に従事する可能性がある場合には、

○　訪問診療等事業所の業務時間内（Ｃ時からＤ時までの間）及び緊急訪問時

として許可するなど、柔軟に対応すること。

なお、訪問診療等の「緊急訪問時」に関しては、看護師等が医師の指示を受け、緊急訪問を行うため使用中の車両は駐車規制からの除外措置の対象ともなることから、申請者の意思に応じて申請させるなど適切に対応すること。

イ　許可場所

(ｱ)　申請場所に関しては、単に駐車車両があることで交通事故が起こる危険性がある、他の車両が車線変更等を行わなければならなくなり、交通流に影響するといった一般的な危険性等を基に判断するのではなく、例えば、車線数や当該場所の交通量を勘案し、駐車を認める余地がないか、当該場所において駐車車両が関係する交通事故が複数発生していないか、駐車に係る取締り要望が多数ある場所ではないか、放置駐車違反取締りに係る取締り活動ガイドラインにおける重点地域又は重点路線に指定されていないか、通学路となっていないか、公共交通機関の定時性を損うこととならないか、自転車の通行量が多かったりする場所ではないか等、交通事故の発生状況、道路構造等から交通の危険性や著しい阻害

性の有無を具体的に検討し、許可の可否を判断すること。

なお、申請場所に、交通の危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所が含まれている場合には、(2)ア(ｱ)を勘案したり、周辺に他に許可可能な場所がないか検討したりするなど、申請に係る具体的な用務、訪問先を勘案して、申請者の用務に配慮した代替措置がないか検討すること。

(ｲ) 駐車を許可する場所については、駐車に係る訪問先を特定した上で、当該訪問先付近において、(1)イ等の要件から、特定の一地点でしか駐車を許可できない場合を除き、「訪問先付近」として許可するなど、許可を受けた者が訪問先付近の交通状況等に応じて、ある程度柔軟に駐車場所を選択できるよう配慮すること。

また、貨物車の集配等、その用務に係る地域は定まっているものの、あらかじめ正確に具体的な訪問先を特定することが困難なものに係る許可の申請がなされた場合には、(1)エや、駐車を許可することとなる場所と想定される訪問先との間の距離、移動・運搬する手段、運搬する対象物の種類等を勘案し、その用務を適切に達成させ、かつ、交通の危険性等への影響を最小限にする観点から、必要かつ十分な範囲で、駐車を許可することとなる場所を中心として一定の区域を特定した上で、その区域ごとに、例えば、Ｅ地区に係る集配に関しては、ａ市ｂ町ｃ丁目ｄ番ｅ号先路上、Ｆ地区に係る集配に関してはｆ市ｇ町ｈ丁目ｉ通り上として駐車を許可する場所を指定するなどし、必要に応じて場所ごとに許可時間を定めること。

ウ 駐車に係る用務

駐車に係る用務に関しては、許可の対象となる用務は特定の用務に限定されるものではなく、貨物集配のみならず、訪問診療、訪問介護等も駐車許可の対象となり得ることから、申請がなされた場合には、その用務の種類にかかわらず、適切に審査すること。

エ 駐車可能な場所

(1)エの路外駐車場等の利用が困難と認められる場合とは、例えば、駐車車両の車幅が駐車場等の駐車枠に収まらない場合、利用可能な車両の重量制限を超える場合、駐車場等が混雑し、空きが少ないことが合理的に予想される時間帯である場合等実質的に当該駐車場等の利用が困難である場合をいう。

そのため、このような場合には、仮に駐車場等が(1)エ(ｱ)又は(ｲ)の範囲内に存在していたとしても、駐車許可の対象となり得ることに留意すること。

3 迅速な審査の実施

各警察署において、平素から管内の駐車規制、路外駐車場の設置状況、道路交通環境等を把握するほか、過去の許可事例や不許可事例等を蓄積することを通じて、審査を迅速に行うようにすること。

また、申請をしようとする者から事前相談の求めがあった場合には、これを受け付け、許可の要件等を正しく説明するほか、相談の内容では許可することが困難であると認められる場合には、その理由を丁寧に説明するなど、適切に対応すること。

4　許可に係る手続

(1)　申請書及び添付書類

提出を求める申請書（細則別記様式第６号）及び添付書類は２部とし、新規申請時の添付書類については、以下のものに限ることとする。

定期的に申請を行うもので、過去に許可を受けた申請と同内容の申請については、以下のもののうち、その内容に変更がある書類のみに限ること。

ア　許可を受けようとする車両の駐車場所及び周辺見取図

周辺見取図等の記載に当たっては、

○　必要以上に詳細なものを求めたり、道路幅員や車両の寸法の地図への記入を求めたりしない

○　既存の地図等に訪問先の位置が示されている書面で差し支えないこととする

○　複数箇所をまとめて１枚の図に記載することを可能とする

など、申請者の負担軽減を図ること。

イ　当該車両に係る自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面

ウ　当該車両に係る用務を疎明する書面

用務を疎明する書面は、訪問・集配計画書、契約書、資格証等の写し等の既存の書面で差し支えないこととすること。ただし、訪問診療等に関する疎明資料として、医師の指示書や訪問先関係者の病名が記載された書面については、個人情報保護の観点から、提出を求めないこと。

また、イで示した自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面により用務が疎明できる場合は、用務を疎明する書面を別途添付することを不要とするなど、申請者の負担軽減を図ること。

(2)　駐車場所の一括許可等

複数の場所に連続的に駐車することとなる場合には、一申請で複数場所の駐車を一括して許可すること。

また、申請する駐車場所が複数の警察署の管轄区域内にまたがる場合には、申請の受理や駐車許可証（以下「許可証」という。）の交付を一の警察署で

一括して行うこと。

なお、この場合の審査については、訪問先を管轄する警察署が行うこととなるので、関係警察署間における連携を密にすること。

(3)　駐車日時等を追加する場合の措置

許可期間内に駐車日時又は場所（その双方である場合を含む。以下「駐車日時等」という。）を追加するための申請については、許可された駐車日時等を含む全ての駐車日時等を記載した添付書類を新たに作成し、提出を求めるのではなく、追加する駐車日時等に係る書面を申請書に添付することで差し支えないこととすること。

(4)　駐車許可の有効期間及び申請期限

反復継続的な用務に使用する車両に係る許可証の有効期間については、許可の有効期間中に当該許可対象の道路車線の減少その他の道路環境の変化が生じることが合理的に予想される場合や、当該用務が短期間である場合等の例外的な場合を除き、原則として１年とすること。

また、申請する駐車場所が複数の警察署の管轄区域内にまたがる場合について、申請の受理や許可証の交付を一の警察署で一括して行うときも、申請期限は原則として１週間前とすること。

(5)　許可証の交付

提出された申請書のうちの１部に許可日等の必要事項を記載したものを許可証とし、交付すること。

交付した許可証（許可場所等が複数あるために別紙を用いた場合には、駐車しようとする許可場所等が記載された別紙を含む。）は、当該許可証を使用して車両を駐車する間は、見やすい箇所に掲出させること。

(6)　許可条件の付与

許可に当たっては、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付することができるが、一律的に処理することを避け、個々具体的に交通の安全と円滑への影響を考慮して条件を付すること。

また、許可証の交付に当たっては、その他の指導事項等とともに申請者に読み聞かせる等履行を徹底させること。

（許可条件の例）

駐車中は許可証を車両前面の見やすい箇所に掲出すること

（指導事項の例）

駐停車禁止場所に駐車しないこと

法定の駐車方法に従うこと

現場において警察官の指示があった場合はこれに従うこと

(7)　許可証の再交付申請等

ア　再交付申請（細則別記様式第６号の２）

許可証の再交付申請に係る申請書再交付申請時には、書類の添付は求めないこと。

イ　記載事項変更届出（細則別記様式第６号の３）

許可証の記載事項変更に係る届出時の添付書類は、記載事項の変更を証する書面に限ること。

ウ　廃棄

駐車許可期間の満了、駐車許可の取消し等により、交付された許可証が不要となった場合には、許可証を交付された者にこれを廃棄させること。ただし､交付された者が不要となった許可証を警察署へ持参した場合には、管轄を問わず、これを受け取り、廃棄すること。

(8)　緊急対応に係る駐車許可申請窓口の整備等

訪問診療、訪問看護、訪問介護等において、人の生命、身体に関わる緊急対応のため、許可済みの許可日時ではない時間帯における駐車許可の申出がなされることが想定される。こうした事態に備え、宿直執務室に駐車許可対象一覧を備え付けるなど、夜間等においても緊急用務であることを踏まえた迅速な審査が行われるよう環境を整備すること。

5　道路使用許可との関係

駐車許可を受けずとも、法第77条の道路使用許可によっても、その許可の範囲内で駐車が禁止されている場所における駐車が可能となる。

道路使用許可は、道路の本来の用途に即さない特別の使用行為で、交通の妨害となり、又は交通に危険を生じさせるおそれのあるものに関して、道路交通の安全・円滑の確保との調整を図るための制度である。

この点、道路の本来の用途は、人や車が通行することであり、車は人の移動又は物の輸送に用いられるものであることを踏まえ、

○　車両に装備されているクレーンを使用する、レントゲン車を用いて健康診断を行うなど、車両を用具、設備等として使用するために継続的な停止を要する場合には、道路使用許可で対応

○　上記以外の、人の乗降や貨物の積卸（これらのために車両を離れることを含む。）のために継続的な停止を要する場合には、駐車許可で対応

すること。

6　申請手続等の周知

駐車許可に関し、どのような場合が許可の対象となり得るかや、駐車許可に係る申請の要領については、自治体等を介するなどの方法により、対象となる事業者等への周知を図ること。その際、申請様式を活用した記載例を示したり、必要な添付書類についても具体的な名称を明記したりするなど、申請者にとっ

て分かりやすいものとなるよう工夫すること。

また、４(8)に係る対応についても、申請窓口の設置場所、申請方法、申請に必要な伝達内容や必要書面の送付方法､許可後の対応等の必要事項について、申請者等への周知を確実に行うこと。

7　許可証の不正使用事案等への厳正な対処

平素から、駐車監視員との連携を強化したり、駐車苦情の取扱い等の状況を整理したり、街頭活動の際に許可条件等の遵守状況を確認したりするなど、許可証の不正使用事案の端緒把握に努め、不正使用事案を認知した場合には、積極的に、当該放置駐車を下命・容認した使用者も含め、検挙措置を図るとともに、当該駐車許可の取消しや車両の使用制限命令の適用を検討するなど、厳正に対処すること。

8　その他

訪問入浴介護に従事する車両について、車両の使用形態によっては、道路使用許可により対応しているところ、同車両に対する道路使用許可事務に関しても、本通達の趣旨を踏まえた合理化及び簡素化を図り、申請者の負担の軽減に努めること。